

さっぽろふるさとの森づくり事業育樹計画策定業務

仕 様 書

札幌市建設局みどりの推進部

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、札幌市建設局みどりの推進部が実施する「さっぽろふるさとの森づくり事業育樹計画策定業務」（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) この仕様書に記載のない事項は、札幌市土木設計業務共通仕様書（札幌市財政局工事管理室）に準ずること。また、この仕様書に定める事項について解釈に疑義を生じた場合は、本市担当職員と十分協議のうえ、決定するものとする。

2 業務の概要

本業務は、昨年度調査を実施した「さっぽろふるさとの森づくり事業育樹計画調査」に基づき、市民植樹祭実施地等における協定締結企業・団体等による主体的な育樹活動の実施を目的として、今後の活動に関しての意向や課題などについて調査を実施し、支援内容や活動計画などについて検討するものである。

なお、業務の遂行に際しては、昨年度成果の内容について十分に把握すること。

3 業務体制等

受託者は、本業務を達成するために最高の技術を発揮できるよう、必要な人員及び体制を整えなければならない。また、近年の森づくりや育樹活動等みどりに関する先進的な取り組みや社会的情勢などを十分に踏まえて臨むこと。

4 業務計画書

受託者は、契約後速やかに本業務実施に関する業務計画書を作成し、提出しなければならない。

5 業務の内容

別紙「さっぽろふるさとの森づくり事業育樹計画策定業務作業内容」による。

6 個人情報の取り扱い

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

7 環境負荷の低減

委託業務の実施にあたって、環境に配慮し紙資源やエネルギーの節約、リサイクルの推進等に努めること。

8 成果品

成果品はすべて札幌市の所有とし、札幌市の承認を受けないで他に公表、貸与または使用してはならない。

9 成果品及びデータ等に関する著作権

成果品及び本業務で作成したデータ等についての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は全て札幌市に帰属するものとする。

10 貸与資料

- (1) 平成30年度～令和2年度「育樹体験イベント運営業務」報告書
- (2) 令和3年度「さっぽろふるさとの森づくり事業育樹計画調査業務」報告書
- (3) その他必要となる資料

11 業務の期間

契約日から令和4年12月16日（金）までとする。

12 提出成果品

- (1) 業務報告書一式（A4版2部及び原稿データ）
- (2) その他業務関係資料については、業務報告書に含む。

さっぽろふるさとの森づくり事業育樹計画策定業務作業内容

1 ヒアリング調査

「さっぽろふるさとの森づくり協定」「樹木寄付」を行った団体・企業等 20 社に、今後の活動の意向や課題などについてヒアリング調査を行うもの。

調査計画、調査票を作成し、ヒアリング結果については集計、分析を行うこと。

※ヒアリング対象及びヒアリング内容の詳細については、本市担当者の承認を得ることとする。

2 活動計画の作成

作成した育樹計画に基づき、目指すべき樹林形態に応じた市民参加の育樹方法や参加の方法、年次計画等を策定すること。また、企業自らが育樹活動を行えるように、さらに企業や団体が市民参加の育樹を実施できるような提案を行うこと。

育樹計画において選定した植樹地（25 か所を想定）については、育樹作業計画に応じた活動計画を作成すること。

※計画の構成、内容の詳細については、本市担当者の承認を得ることとする。

3 業務報告書作成

上記作業終了後、受託者は速やかに業務報告書を作成し、業務期間内に本市担当職員に提出する。

4 打合せ

（１）本業務の履行にあたり、本市担当職員と密接な連絡をとり、その連絡事項及び打合せ内容について記録し、本市担当職員に提出しなければならない。

（２）打合せについては、業務着手時、中間 2 回、業務完了時に行うものとする。

植樹祭植樹地・さっぽろふるさとの森づくり協定・樹木寄付箇所一覧

場 所	植樹箇所
あいの里・福移の森緑地	植樹祭（平成 23・24 年度）植樹地 2 か所
	ふるさとの森づくり協定植樹地 2 か所
	小計 4 か所
茨戸川緑地	植樹祭（平成 16～18・27 年度）植樹地 4 か所
	ふるさとの森づくり協定植樹地 6 か所
	寄付による植樹地 1 か所
	小計 11 か所
山口緑地	植樹祭（平成 18・19・20・21・22・23 年度）植樹地 6 か所
	ふるさとの森づくり協定植樹地 4 か所
	小計 10 か所
合 計	25 か所

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。

業務名： さっぽろふるさとの森づくり事業育樹計画策定業務

総 委 託 費 円

一 金 業務委託費 円
内 訳

消費税等相当額 円

業 務 説 明

1. 業 務 の 概 要

本業務は、昨年度調査を実施した「さっぽろふるさとの森づくり事業育樹計画調査」に基づき、市民植樹祭実施地等における協定締結企業・団体等による主体的な育樹活動の実施を目的として、今後の活動に関しての意向や課題などについて調査を実施し、支援内容や活動計画などについて検討するものである。

2. 業 務 期 間

契約締結日から令和4年（2022年）12月16日（金）までとする。

3. 仕 様 書

別紙のとおりとする。

4. 施 工 場 所

あいの里・福移の森緑地、茨戸川緑地、山口緑地

札 幌 市

本 業 務 費 内 訳 書

工 種	種 別	細 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本 業 務 費							
	ヒアリング調査		式	1			
	活動計画の作成		式	1			
	業務報告書作成		式	1			
	打合せ		式	1			
直 接 業 務 費 計							
諸 経 費			式	1			
業務委託費							
消 費 税 等 相 当 額			式	1			10.00%
総 委 託 費							